

津市行財政改革推進委員会公募委員選考委員会設置要綱

平成23年5月16日訓第29号

改正 平成26年7月11日訓第42号

(設置)

第1条 津市行財政改革推進委員会条例（平成18年津市条例第267号）第3条第2項に規定する公募による委員の選定に当たり、候補者の評価等を公正かつ適正に行うため、津市行財政改革推進委員会公募委員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、別に定める津市行財政改革推進委員会公募委員選考要領に基づく各候補者に対する評価等に関することとする。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

2 委員長には、津市副市長事務分担規則（平成18年津市規則第242号）

第2条第1号に規定する副市長を、副委員長には総務部長をもって充てる。

3 委員には、政策財務部長、政策財務部次長、総務部次長及び行政経営担当参事をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員（副委員長を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部行政経営課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委

員長が会議に諮って定める。

附 則

この訓は、平成23年5月16日から施行する。

附 則（平成26年7月11日訓第42号）

この訓は、平成26年7月11日から施行する。